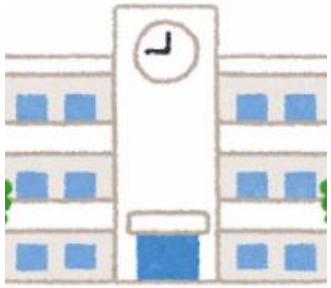
2026年
10月

家庭教育通信　ファミエデュ

FamiEdu





教育費
いくらかかる？

公立と私立、どれくらい違う？

高校、大学進学に国や県の支援

教育費の備えは

入間市教育委員会

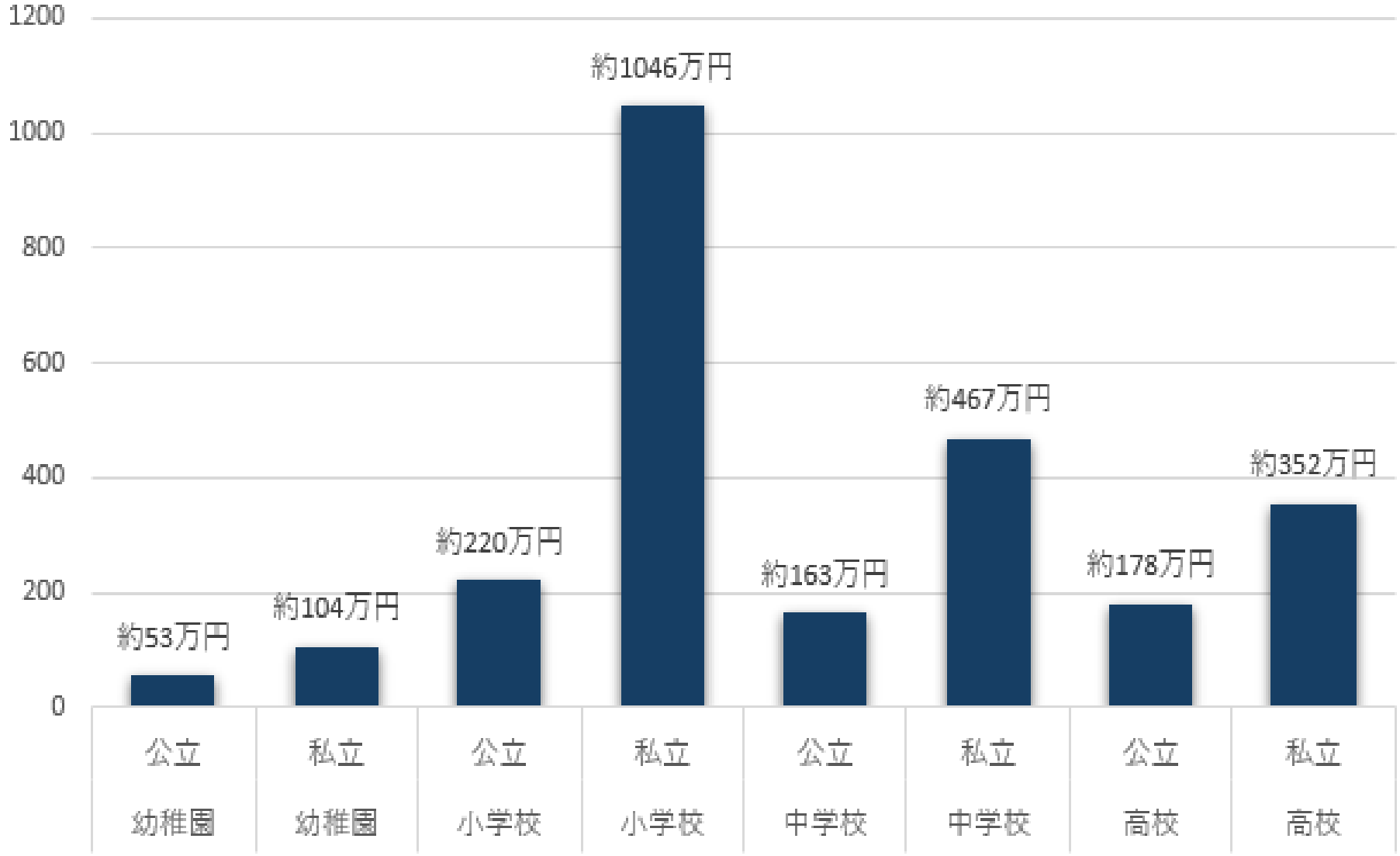
気になる教育費

教育費がどれくらいかかるのかは気になるところですよね。

日本の教育費は、公立か私立かといった、進路選択によって大きく異なります。

「令和５年度子供の学習費調査結果」（文部科学省）を見ると、幼稚園３歳から高等学校第３学年までの１５年間の学習費総額がわかります。

学習費の総額（学校種別）



「文科省令和５年度子供の学習費調査結果」を基に作成

教育費（幼稚園～高校）

すべて公立の場合は　６１４万円

幼稚園は私立、小中高は公立の場合は

６６５万円

幼稚園・高校は私立、小中は公立の場合は

８３８万円

幼稚園から高校まですべて私立の場合は

１，９６９万円

となっています。

公立と私立、高校無償化

この調査の対象は、保護者が支出した子ども一人当たりの学校教育費（学用品、授業料、通学費、等）と学校外活動費（塾、習い事、等）です。

小学校と中学校は公立と私立の差が大きいですね。また、高校は、現在、授業料が無償化され、調査時より負担が軽減されています。

高校の初年度納入金を見てみましょう。

高校の初年度納入金





公立高校（全日制）

入学金：　　５，６５０円

授業料：１１８，８００円（年額）

その他に、制服教科書代等で約２０～４０万円が必要と言われます。

私立高校

各学校ごとに異なり、入学金、授業料、施設費等トータルでおよそ８０万～１４０万円となっています。

私立高校の初年度納入金

具体的な私立高校ごとの金額は、埼玉県「埼玉県私立高等学校等の初年度納付金」、東京都「令和8年度　東京都内私立高等学校（全日制）の学費の状況について」のページで確認できます。

令和８年度私立高等学校初年度納付金の状況

（令和7年12月1日現在）　（単位：円）

	学　校　名	学　科	入学金	授業料	施設費等	計	入学検定料
1	青山学院大学系属浦和ルーテル学院	普通	200,000	420,000	246,000	866,000	30,000
2	秋草学園	普通	250,000	420,000	216,000	886,000	25,000
3	浦和明の星女子	普通	250,000	336,000	442,000	1,028,000	高校からの募集無し
4	浦和学院	普通	250,000	456,000	244,000	950,000	25,000
5	浦和実業学園	普通・商業	230,000	408,000	134,000	772,000	25,000
6	浦和麗明	普通	235,000	450,000	200,000	885,000	25,000
7	叡明	普通	235,000	450,000	200,000	885,000	25,000
8	大妻嵐山	普通	250,000	430,000	250,000	930,000	25,000

高校等の支援制度

これらに対しては、現在、国や埼玉県が様々な支援制度を設けています。

名称	対象となる教育費	条件等
高等学校等就学支援金制度	授業料	・すべての家庭 ・外国人学校等を除く
高校生等・新修学支援金	授業料	・「高等学校等就学支援金制度」の対象外の生徒 ・年収要件あり
奨学のための給付金制度	教科書代等	・公立私立を問わない ・年収要件あり
父母負担軽減事業補助金	入学金・施設費等納付金	・県内の私立学校 ・年収要件あり

高等学校等就学支援金制度①

「高等学校等就学支援金制度」は、国の補助金制度です。

令和２年に支給額が引き上げられ、令和８年４月からは所得制限が完全に撤廃されました。その結果、現在では、すべての家庭で高校の授業料が無償化されています。

（無償となるのは授業料のみです。また、外国人学校等、一部は対象外です）

高等学校等就学支援金制度②

支援金は本人や保護者ではなく学校が直接受け取り授業料に充てる形です。その額は、

・公立高校　年額１１８，８００円

・私立高校　全国平均水準年額である最大
４５７，２００円まで支援
（不足分がある場合は自己負担）

・私立通信制高校 年額３３７，２００円まで

と学校区分ごとに決まっています。

高等学校等就学支援金・新制度における支給限度額（年額）

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	115,200	118,800	457,200
高等学校定時制	(115,200)	32,400	457,200
高等学校通信制	(115,200)	6,240	337,200
中等教育学校後期課程	115,200	118,800	457,200
特別支援学校高等部	4,800	4,800	457,200
高等専門学校	234,600	234,600	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(166,800)	457,200	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(166,800)	(457,200)	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(166,800)	(337,200)	337,200
各種学校	(115,200)	457,200	457,200
特定教育施設	118,800	(457,200)	(457,200)

高等学校等就学支援金制度③

入学時に全額納入し、後日還付される学校もあります。

制度の利用には高校から配られる案内をもとに、保護者が毎年４月にオンラインで申請をします。



詳しくは、文部科学省ホームページの「高校生等への就学支援」をご覧ください。

高校生等・新修学支援金制度

高校無償化については、短期滞在の留学生や外国人学校の生徒は原則対象外ですが、別に年収に応じた支援制度があります。

文部科学省のリーフレット「高等学校等就学支援金新制度の対象外となる生徒への支援」に詳しい説明があります。


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、高校生等・新修学支援金の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む） 等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） 上記に加えて、課税証明書等（原本）

在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた年収約910万円以上の世帯に属する生徒等については、高校生等・新修学支援金の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず年額上限11万8,800円の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）　等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） ※課税証明書等（原本）が必要な場合があります。

※　高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

【書類申請】
受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。
※　申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

奨学のための給付金制度①

高校無償化と言われる国による支援の対象は授業料のみで、入学金、施設費、教材費、修学旅行費等は含まれていません。

教科書費や教材費など、授業料以外の教育費については、埼玉県の「奨学のための給付金制度」があります。返還不要の給付金で、世帯の収入に応じた給付になります。



奨学のための給付金制度②

生活保護世帯･住民税非課税世帯、年収270万円以上380万円未満の世帯、年収380万円以上490万円未満の世帯が対象です。手続きは学校を通して行います。

令和８年度の給付額

令和８年度 給付額（年額）		生活保護世帯・住民税非課税世帯（年収270万円未満世帯）		所得割額が100円以上105,500円未満（年収270～380万円世帯）		所得割額が105,500円以上182,500円未満（年収380～490万円世帯）	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯		3万2,300円	5万2,600円				
上記以外の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円

県内の私立学校の負担軽減

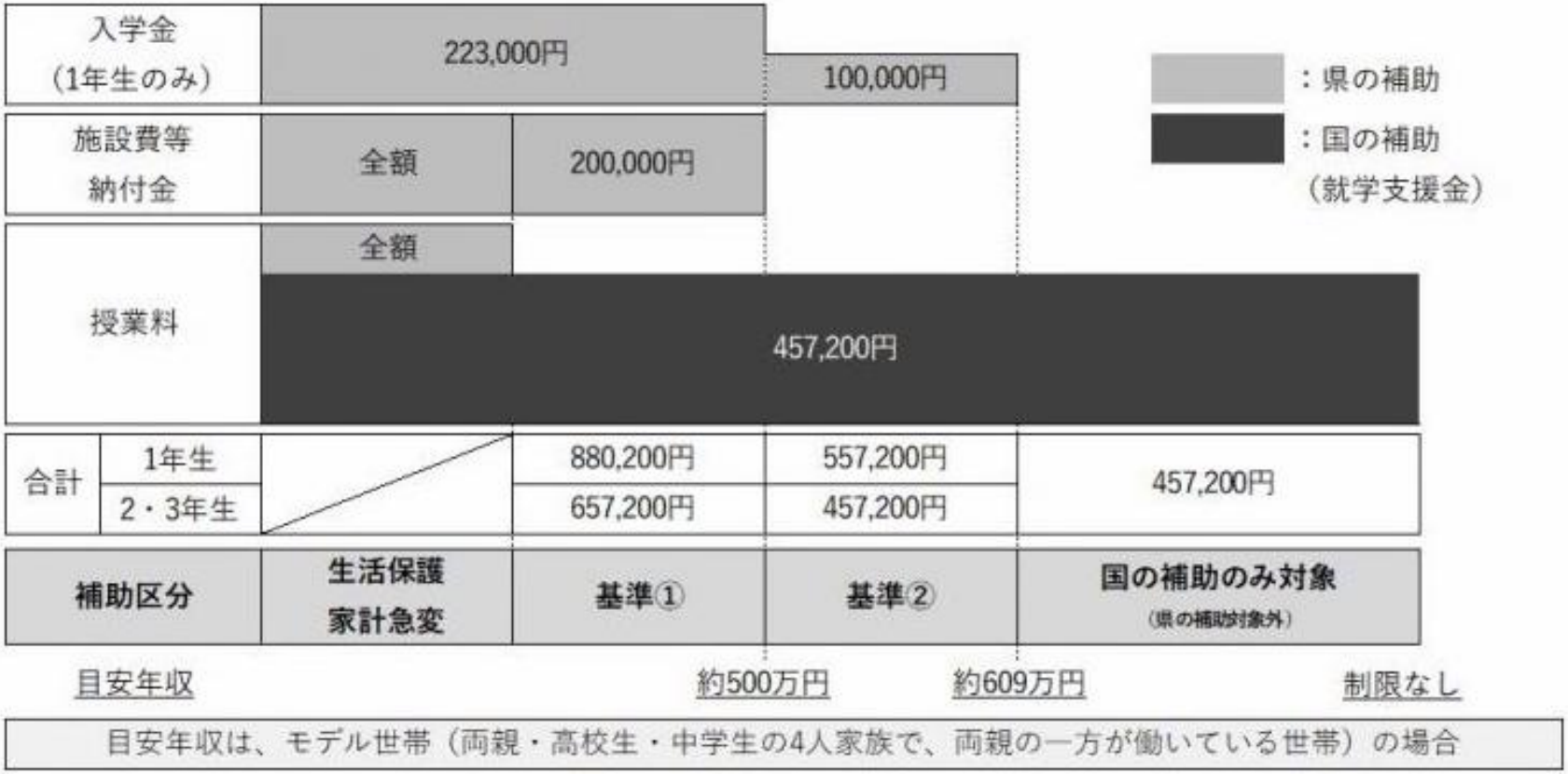
「父母負担軽減事業補助金」は埼玉県による支援制度で、県内の私立の学校に進学した生徒を対象に、入学金や施設費の補助を行っています。

生徒及び保護者が埼玉県内に在住し、所得要件を満たすことで、世帯年収に応じて支援を受けられます。詳しくは、埼玉県ホームページ「私立学校の父母負担軽減について（令和8年度）」をご覧ください。

補助額は学校の種別によっても異なります。下の図は高校（全日制）の場合の例です。

補助額は、学校の種別により異なります。

以下の図では、高等学校（全日制）の場合の補助額を表記しています。



大学の学費

４年制大学への進学率は、今、約６割です。学費（入学金、授業料、施設設備費）はおおよそ次のようになると言われています。

国公立大学	４年間で　約２５０万円
私立大学（文系）	４年間で　約４００万円
私立大学（理系）	４年間で　約５５０万円
私立大学（医歯系）	６年間で約２,４００万円



専門学校

専門学校は、２年間で約２３０万円と言われますが、専攻する内容によっては、機材の購入や実習費などがかかることで高くなることもあります。

大学や専門学校では、この他に、教材費や備品代金（ＰＣなど）、通学の定期代、さらに一人暮らしなら生活費がかかります。





高等教育の修学支援新制度①

国の「高等教育の修学支援新制度」は、経済的な理由で大学等への進学をあきらめることがないよう、令和２年に始まった制度です。

低所得世帯や多子世帯（扶養する子供が３人以上いる世帯）の学生などを対象に、大学や専門学校などの「入学金・授業料の免除/減額」と「返済不要の給付型奨学金の支給」をセットで行う国の制度です。

高等教育の修学支援新制度②

高校３年の４月頃に申し込み、その後、審査、結果通知の受け取りとなります。

学力基準　高校等での評定平均値3.5以上

※満たなくても学習意欲が確認できること

家計基準　収入要件①年収６００万円未満

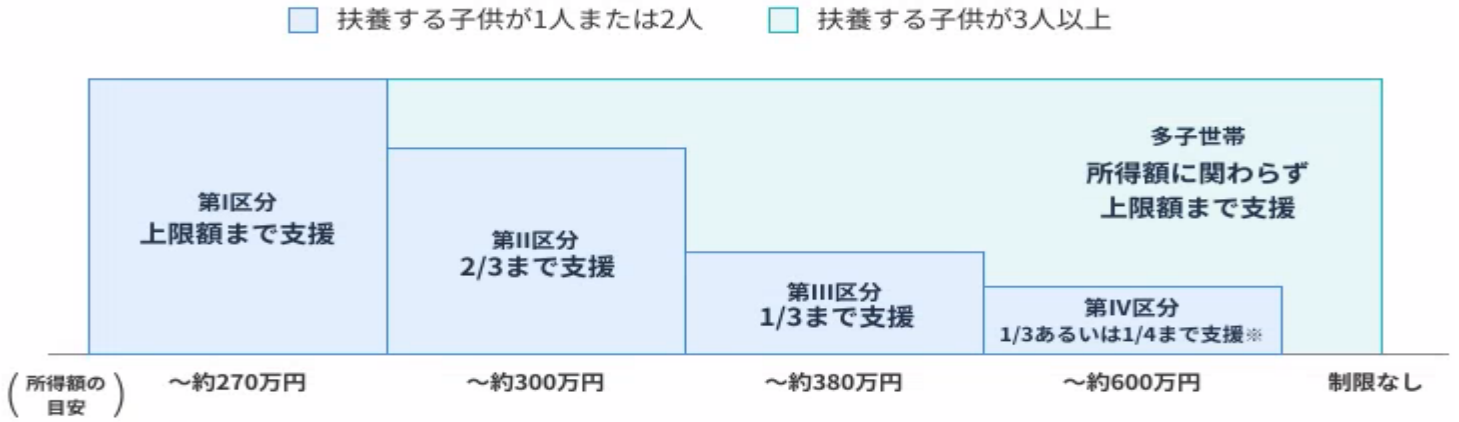
※金額は目安で世帯構成等によって異なる

②資産が５０００万円未満

多子世帯要件①子が３人以上

②資産３億円未満

授業料等減免の上限額（年額）



※私立理工農のみ。ただし、大学・高専は1/3まで支援、短大・専門学校は1/4まで支援

第I区分及び多子世帯（上限額）での授業料等減免額（年額）



国公立大学

入学金	授業料
28万円	54万円



私立大学

入学金	授業料
26万円	70万円



国公立短期大学

入学金	授業料
17万円	39万円



私立短期大学

入学金	授業料
25万円	62万円



国公立高等専門学校

入学金	授業料
8万円	23万円



私立高等専門学校

入学金	授業料
13万円	70万円



国公立専門学校

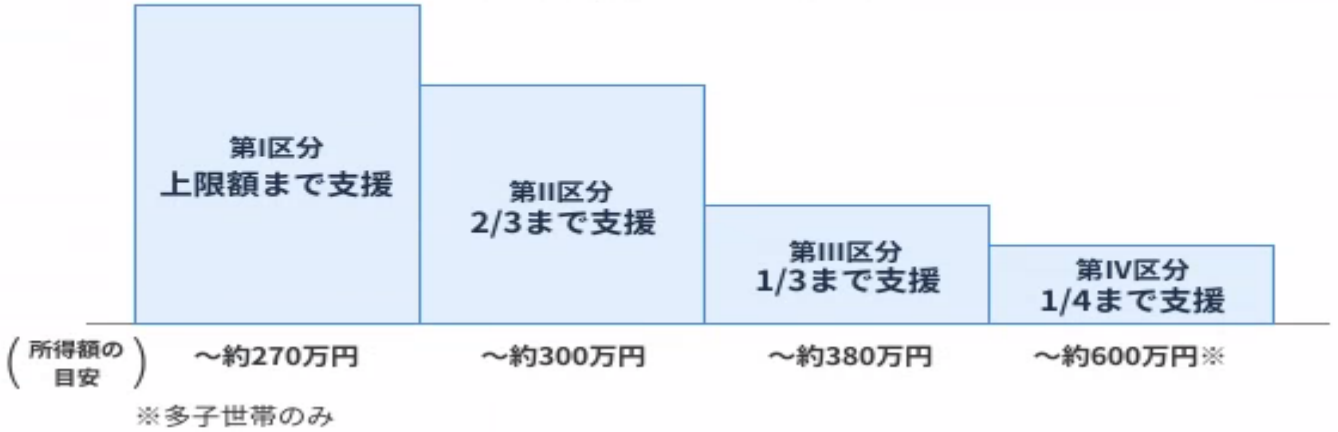
入学金	授業料
7万円	17万円



私立専門学校

入学金	授業料
16万円	59万円

給付型奨学金の支給



※多子世帯のみ

第Ⅰ区分及び多子世帯（上限額）での給付型奨学金の支援額（年額）



国公立の大学・短期大学・専門学校

自宅通学 35万円　自宅外通学 80万円



私立の大学・短期大学・専門学校

自宅通学 46万円　自宅外通学 91万円



国公立の高等専門学校

自宅通学 21万円　自宅外通学 41万円

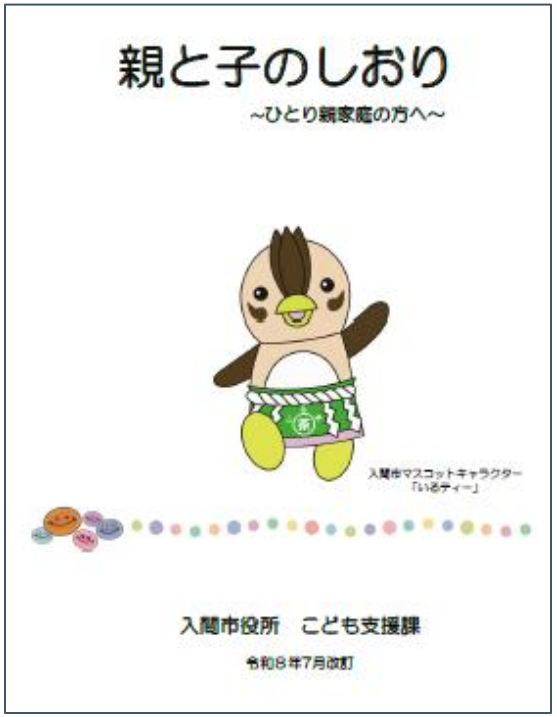


私立の高等専門学校

自宅通学 32万円　自宅外通学 52万円

文部科学省のホームページ内「高等教育の修学支援新制度」に詳しい案内があります。

親と子のしおり①



入間市では、ひとり親家庭の方や寡婦(夫)の方に向けて、市で行っている経済的支援、生活支援、就労支援などの制度等を紹介した「親と子のしおり」を作成しています。

＜親と子のしおり　目次＞

１相談窓口のこと　２お金のこと　３子ども・教育のこと
４住まい・暮らしのこと　５しごと・資格取得のこと
６こどもの未来のための新しいルール

親と子のしおり②

　子育て支援に関する情報を幅広くご案内するために、ひとり親家庭以外の方も利用できる制度も掲載していますが、紙面の都合上掲載しきれていない内容もあります。

　「入間市　親と子のしおり」で検索いただくとご覧になれます。

親と子のしおり③

1　相談窓口のこと

※相談は無料

相談種目	相談内容／◆相談員	利用時間	問い合
母子・父子自立相談	ひとり親家庭や寡婦の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援 ◆母子・父子自立支援員	9：00～16：30 （土・日・祝日・年末年始を除く）	市役所 こども支援課 ☎04-29 （内線2
○母子家庭・父子家庭の相談 ○法律相談	『母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付』に関する事をはじめ、様々な相談 ◆県の母子・父子自立支援員 ◆就業支援専門員 ◆弁護士による法律相談 月1～2回、1回3人まで、予約制、1人40分 面接（埼玉県浦和合同庁舎内など）13：30～16：00（1人40分	9：00～17：00 （土・日・祝日・年末年始を除く）	西部母子・父 （埼玉県西部 内） ☎049-2

2　お金のこと

《手当》

児童扶養手当　母子　父子　　問い合わせ先：こ

①受給できる方

次の（1）～（8）のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、維持する養育者に支給されます。手当を受給するためには申請が必要です。なります。

◆子どもとは

18歳に達した年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障がい（準」のいずれかに該当）のある場合は20歳未満までです。

子育て援助活動支援事業利用料助成制度　問い

ファミリー・サポート・センター事業および子育て緊急サポート

※この制度を利用するには、事前に利用料助成登録が必要です。

対　象	・生活保護を受けている世帯 ・市町村民税が非課税である世帯 ・2人以上の児童がいる世帯（同月に2人以上の児童
助成額	利用料の2分の1（各事業1ヶ月あたり1万円を限度と

6　こどもの未来のための新しいルール

こどものことを一番に考えて離婚後の親の責務を明確化

親権、養育費、親子交流などについてのルールが新しくなりま

☆令和6年5月に民法が改正され、令和8年4月から施行されました。

見直された主な項目は…

① 親の責務に関するルールの明確化
② 親権に関するルールの見直し（共同親権等）
③ 養育費の支払確保に向けた見直し
④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

教育資金の備え

高校や大学にかかる費用への支援制度はありますが、教育資金の備えが必要と考える方もいらっしゃるでしょう。

教育資金の用意方法については、貯金だけでなく、学資保険やＮＩＳＡといったものもあります。が、支払った額より受け取る額が少なくなる元本割れの可能性もありますので、事前によく調べて検討することが必要です。

学資保険

学資保険は貯蓄型保険です。親が死亡または高度障害状態になった場合、それ以降の保険料の支払いが免除されます。その場合でも、予定通り祝金や満期金を受け取れます。多くが出生前140日前から申し込めますが、小学校入学後の申込みは貯蓄性が大きく低下するようです。また、必要な時にすぐ引き出すことは難しく、中途解約は元本割れの可能性が高くなります。

ＮＩＳＡ（ニーサ）

　ＮＩＳＡは、国の税制優遇制度で、投資信託や株式の運用益が非課税になる仕組みです。高い利回りが期待でき、資金をいつでも自由に引き出せます。

　ただし、投資対象により運用結果が悪いと資金不足や損失が出る恐れがあります。

　学資保険にせよ、ＮＩＳＡにせよ、自分の経済状況に応じた慎重な検討が必要です。

奨学金

奨学金については、前述の文部科学省「高等教育の修学支援新制度」だけでなく、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度のページにも詳しいことが載っています。

その他にも、地方自治体や民間財団の奨学金があります。

高校や大学等には様々な支援制度があるので、さらに調べてみてはどうでしょうか。



お読みいただきありがとうございました。旧「家庭教育応援通信」でも様々な話題を提供していますので、まだの方はぜひご覧ください。

